公　告

諸　事　項

公認会計士懲戒処分公告

下記の者について、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第31条及び公認会計士法の一部を改正する法律（平成15年法律第67号）附則第17条第２項の規定によりなお従前の例によるとされている改正前の公認会計士法第31条の規定に基づき、平成22年９月27日付で平成22年10月１日から平成22年12月31日までの３ヶ月間の業務停止処分を行ったので、公認会計士法第34条第３項の規定に基づき公告する。

平成22年10月１日

金融庁長官　三國谷勝範

記

公認会計士　増田　良治　昭和29年１月13日生
公認会計士登録番号　第8517号
現住所　岡山県岡山市北区川入1131

下記の者について、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第31条及び公認会計士法の一部を改正する法律（平成15年法律第67号）附則第17条第２項の規定によりなお従前の例によるとされている改正前の公認会計士法第31条の規定に基づき、平成22年９月27日付で平成22年10月１日から平成22年10月31日までの１ヶ月間の業務停止処分を行ったので、公認会計士法第34条第３項の規定に基づき公告する。

平成22年10月１日

金融庁長官　三國谷勝範

記

公認会計士　大竹　雅訓　昭和31年８月28日生
公認会計士登録番号　第8547号
現住所　東京都北区志茂４丁目40番１号

押収物還付公告の一部取消

東京地方検察庁立川支部検察官

東京地方検察庁立川支部検察官が行った平成22年８月25日付け官報（号外第178号）９頁３段掲載平成20年検第5294号住居侵入、窃盗被告事件（平成22年領第306号）に係る押収物還付公告の下記の部分を取り消す。

記

10．現金355円

有権者申出方

元当局所属公証人友枝眞卿の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

平成22年10月１日　東京法務局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成22年９月16日から１年３か月間の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成22年10月１日

大阪法務局長　石井　寛明

記

氏名　山田　泰範
所属していた司法書士会　大阪司法書士会
登録番号　大阪第3082号
退会時の事務所の所在地　大阪府八尾市恩智南町５丁目101番地
違反行為　他人による業務取扱いの禁止違反等

証 票 無 効

○　法人税、消費税、地方消費税（譲渡割）、所得税及び印紙税に関する質問検査章
平成22年７月22日交付　第22―36号
札幌北税務署　財務事務官　山田　翔太　名義分
平成22年９月１日亡失
上記のとおり証票亡失の届出があったので、亡失の日以降無効とする。
平成22年10月１日　国　税　庁

○　法人税、消費税、地方消費税（譲渡割）、所得税及び印紙税に関する質問検査章
平成22年７月15日交付　第22―９号
相馬税務署　財務事務官　佐々木良太　名義分
平成22年９月３日亡失
上記のとおり証票亡失の届出があったので、亡失の日以降無効とする。
平成22年10月１日　国　税　庁

○　徴収職員証票、国税収納官吏章、歳入歳出外現金出納官吏章
平成22年７月12日交付　第平22―44074号
東京国税局　財務事務官　梅本　清志　名義分
平成22年９月３日亡失
上記のとおり証票亡失の届出があったので、亡失の日以降無効とする。
平成22年10月１日　国　税　庁

美濃東部区域農用地整備事業実施計画（変更）の公告

美濃東部区域農用地整備事業実施計画の変更の認可の申請を適当とする旨の決定をしたので、独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第11条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第８条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和49年法律第43号。以下「旧公団法」という。）第22条第４項において準用する土地改良法（昭和24年法律第195号）第８条第６項の規定に基づき公告し、同事業実施計画書（変更後）の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定について、旧公団法第22条第４項において準用する土地改良法第９条第１項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議の申出ができる。

平成22年10月１日

農林水産大臣　鹿野　道彦

１　縦覧に供すべき書類の名称
　美濃東部区域農用地整備事業実施計画書（変更後）の写し
２　縦覧の期間
　平成22年10月４日から平成22年11月１日まで
３　縦覧の場所
　岐阜県関市事務所
　岐阜県中津川市事務所
　岐阜県恵那市事務所
　岐阜県郡上市事務所
　岐阜県下呂市事務所
　岐阜県加茂郡白川町事務所
　岐阜県加茂郡東白川村事務所

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２２年（家）第４６９号
栃木県宇都宮市桜４丁目１番28号　タカノハシビル201号
申立人　弁護士　竹澤　一郎
本籍東京都足立区本木南町４番、最後の住所埼玉県越谷市花田２丁目33番地20、死亡の場所埼玉県越谷市、死亡年月日平成16年10月24日、出生の場所東京都足立区、出生年月日昭和35年９月５日、職業不詳
被相続人　亡　中里　　浩
催告期間満了日　平成23年４月30日
さいたま家庭裁判所越谷支部

平成２２年（家）第３０１０９号
千葉県松戸市松戸1281―29　住友生命松戸ビル５階　東葛総合法律事務所
申立人　弁護士　蒲田　孝代
本籍千葉県柏市布施972番地17、最後の住所千葉県柏市布施972番地の17、死亡の場所千葉県柏市、死亡年月日平成21年12月30日、出生の場所埼玉県秩父郡大河原村、出生年月日昭和24年５月12日、職業不詳
被相続人　亡　宮﨑　　進
催告期間満了日　平成23年４月15日
千葉家庭裁判所松戸支部

平成２２年（家）第８８９１号
事務所石川県金沢市八日市５丁目546番地柿木司法書士事務所
申立人　柿木　一志
本籍石川県金沢市寺町４丁目282番地、最後の住所石川県白山市福留南１丁目71番地、死亡の場所石川県金沢市、死亡年月日平成21年７月５日、出生の場所石川県金沢市、出生年月日昭和14年９月１日、職業会社員
被相続人　亡　大桑　盛雄
催告期間満了日　平成23年４月14日
金沢家庭裁判所

平成２２年（家）第５１８２号
福井市順化１丁目24番24号
申立人　紅谷　崇文
本籍福井県越前市西樫尾町第29号２番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所福井県越前市、死亡年月日平成19年４月９日、出生の場所福井県今立郡国高村、出生年月日大正３年３月23日、職業無職
被相続人　亡　鈴木　**隆**子
催告期間満了日　平成23年４月30日
福井家庭裁判所武生支部